

せば御まつり事なぞもやうくゆづりや聞えましなぞおぼされつるに、いとあへなくうつろひぬる世を、すげなく新院はおぼさるべし、

〔北條九代記十一〕伏見院御卽位

弘安十年十月廿一日、京都ニハ主上○後多御讓位ノ事アリ、略中龜山ノ新院モ、只今ノ御讓位ハ餘ニ早速ノ御事ナレバ、イマダ遅カラズ、御残リ多クオボシメシ、主上モ本意ナラズト聞エサセタマヘドモ、後深草ノ本院強ニ待兼サセタマフベシ、只疾ク御位ヲユヅラセタマハシハ、然ルベキ太平比和ノ御基タルベキ旨、關東ヨリ奏シ申セバ、御心ノマ、ナラズ俄ニ御讓位有テ、東宮熙仁○伏御位ニツカセタマフ、

○按ズルニ、後嵯峨天皇、次子龜山天皇ヲ鍾愛シテ、皇統ヲ其裔ニ傳ヘンコトヲ遺詔シ給フ、長子後深草天皇懌ヒ給ハズ、密カニ北條氏ニ諭シ給フ所アリ、此ニ依テ兩統迭立ノ策ヲ獻ズルコト、ナレリ、ナホ踐祚篇、兩統更立ノ條ヲ參看スベシ、

〔増鏡十一の日陸〕又の年○正安三年のむ月の頃、内侍所の注連のおり給へるは、いかなるべき事にかなぞ思ひてさゝめく程こそあれ、東よりの御使のぼるとして、世の中騒ぎて、禪林寺殿○龜見奉り給ふ世にとや、正月廿一日、春宮○後位につかせ給ひぬ、おりるの帝○後伏見十四にて太上天皇の尊號あり、いときびはにいたはしき御事なるべし、わづかに三とせておりさせ給へれば、何事のはえもなし、

〔北條九代記十一〕後伏見院御讓位

正安三年正月ニ、鎌倉ヨリノ使節トシテ、隱岐前司時清、山城前司行貞上洛シテ、主上○後伏見ノ御位ヲ下シ奉り、東宮○後ヘユヅリ奉リ給フ、主上今年イマダ十四歳、御在位ワズカニ三年ニシテ、何ノ御事モオハシマサバリケルヲ、押オロシ奉ルコト、天道神明ノ照覽モイカゞ、恐ロシト